

平成 25 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマダ電機
代表者名 代表取締役社長 一宮 忠男
(コード番号 9831 東証第一部)
問合せ先 経営企画室 部長 山田 寿
(TEL. 027-345-8181)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権） の導入に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 9 日開催の当社取締役会において、当社の取締役に対する報酬として株式報酬型ストックオプション制度の導入に関する議案を、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 36 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する理由

取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、取締役に対して株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行するものです。

2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

当社の取締役の報酬は、平成 20 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において年額 750,000 千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることをご承認をいただいておりますが、かかる報酬枠と別枠にて、年額 300,000 千円以内の範囲で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に割当てる新株予約権の数は 10,000 個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 個当たり 10 株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、会社分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権

について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(6) 新株予約権の行使条件

①新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上